



職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

処分 1

- 【概要】 令和3年3月上旬並びに同年3月29日（月）午前6時頃及び午後7時頃、市内マンションに不当に侵入し、郵便受けにタバコの吸い殻や空き箱、ライター等を投入するなどの迷惑行為を行い、同年5月18日（火）に呉警察署へ任意同行されたものである。

【処分年月日】 令和5年3月20日

【処分内容】

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 （一般職）	男性	50歳	減給 10分の1 （3月）	本件は、迷惑防止条例第4条に抵触する悪質な行為で、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

処分 2

- 【概要】 令和4年11月9日（水）午前9時54分頃、元交際相手に対する迷惑行為により、ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条違反で逮捕されたものである。

【処分年月日】 令和5年3月20日

【処分内容】

所属（役職）	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 （一般職）	女性	27歳	停職 （1月）	本件は、ストーカー規制法第3条に違反する重大な犯罪行為で、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。